

平成20年2月22日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘
滝川市教育委員会委員長 中 山 公 子

総務文教常任委員会への説明員の出席について

平成20年2月6日付け滝議第191号で通知がありました総務文教常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願い致します。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願い致します。

記

滝川市長の委任を受けた者

総務部長	高 橋 賢 司
総務部財政課長	西 村 孝
総務部財政課主幹	深 瀬 文 彦
総務部財政課主査	景 由 隆 寛
総務部財政課主査	加 地 幸 治
総務部財政課主任主事	堀之内 孝 則

滝川市教育委員会委員長の委任及び滝川市長の委嘱を受けた者

教育長	小 田 真 人
教育部長	高 橋 一 昭
教育部指導参事	早 瀬 公 平
教育部参事	佐 藤 好 昭
教育部学校教育課長	吉 川 修
教育部滝川西高等学校事務局事務長	松 澤 公 和
教育部社会教育課長	河 野 敏 昭
教育部社会教育課図書館長・美術自然史館館長	松 本 和 憲
教育部社会教育課美術自然史館副館長	森 昌 之
教育部社会教育課スポーツ振興室長	藤 田 和 久
教育部社会教育課スポーツ振興室温水プール副館長	大 場 英 敏
教育部学校教育課心の教育推進室長	水 林 俊 治

(総務部総務課総務グループ)

第10回 総務文教常任委員会

H20. 2. 25 (月) 午後1時30分
第三委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1 所管からの報告事項について

《総 務 部》

(1) 公債費負担適正化計画について

(資料)財 政 課

《教 育 部》

(2) 市議会提出予定条例案概要について

(資料)教 育 部

(3) 平成20年度教育予算の概要について

(資料) 〃

(4) 平成19年度補正予算について

(資料) 〃

(5) 小・中学校の給食費の改定について

(口 頭)学校教育課

2 第1回定例会以降の調査事項について～ 別 紙

3 その他について

4 次回委員会の日程について

○ 閉 会

開 会 13:30

委員動静報告

委員長

全員出席。議長出席。傍聴の申し出なし。所管からの報告事項に入る。

1 所管からの報告事項について

委員長

(1)について説明願う。

(1) 公債費負担適正化計画について

西村課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

窪之内

① 計画を立てる上で一定以上の建設事業費を盛り込んだが、例えば中心市街地活性化やその他についてはどういった形で盛り込まれていくのか。

② 病院の建設が始まった後の起債に相当する市の負担も公債費の中に含まれてくると思うが、その辺について伺う。

③ 全体の規模で公債費の償還がどれだけ充てられているのかを示すパーセントで分母となるものは流動的と思うが、どういう観点で決めたのか説明願う。

西村課長

② 実質公債費比率なので、25年までということで病院の事業で21、22年の主となるのは建設事業ということで、公債費については据え置き期間が5年と聞いているので21年に借りたものについては25年まで大きな元金の償還は出てこないと思込んでいる。

①③ 9ページ上段の⑩が分母となる標準財政規模の18年度だが、ここでは標準財政規模が変わらないということで、25年までは変わっていない。その下が市独自の試算ということで交付税が減るだろうということで標準財政規模をある程度縮小すると推計した数字である。今後予想される建設事業についてはある程度盛り込んでいるつもりだが、これを提出した際には20年度予算がまだはっきり見えていなかった。今は20年度予算がはっきりしたので、毎年ローリング方式で見直すような格好になると思うが、わかった範囲で向こう7年間、25年までのそれぞれの推計値を変更していくことになると思込んでいる。

窪之内

① 医療器具についての返済はあるが建設事業費の返済はないので25年まではいいということだが、償還が出てきたときのことが心配である。その辺について試算していれば伺いたい。

② 標準財政規模に関する交付税の減を一定のパーセントで見込んでいるならその数字を教えてください。

③ 事業は一定見込んだとのことで、それが5億なのか。また20年度予算がはっきりした時点で推計値の変更となった場合、どう変更になるのか伺う。

西村課長

① 病院の建設に係る実質公債費のはね返しについては、病院の資料では確か償還の終わる平成44年くらいまでの起債の償還額の推計値は立てていると思うが、その後も起債額等が動いており、どのような格好になるかは再調整していない。

景由主査

② 職員数、地財計画をもとに定員の減や、投資経費の減などを見込んで、将来的に公債費も減少することから積算している。

西村課長

③ 例えば中心市街地の関係で起債にはね返る事業があるのかということで見込めるものについては仮称栄町団地などの前々から想定されている事業はこの

推計値の中に見込んでいる。そのほかの建設事業の中でそれが起債事業になるのかまたは起債を借りる予定があるのかという詳細については捕捉不可能だったので、微調整はあると思うがそれはローリングの中で実際に借りた起債の償還がどのように実質公債費比率にはね返るのかという格好での報告で用が足りると思っている。

窪之内

この計画で言えば20年度までは許可制でいかにざるを得ないが、21年度からは外れると考えてよいか。

西村課長

私どもが推計している実質公債費比率については20年度までは18パーセント、21年からは17.9ということで18パーセントを割る計画で、19、18、17年の実質公債費比率の3カ年平均が18パーセントを割った段階で許可制から協議制に移行するという判断である。

委員長

他に質疑はあるか。(井上委員の質疑準備ができていないので)先に私から伺う。

① 11ページの平成18年度決算の標準財政規模の数値と10ページの標準財政規模の数字に差異があるのはどうしてか。

② 今後発行予定の起債額についてはこれくらいが限度ということを出しているのか。今後学校の改築などいろいろな事業が出てくる中で十分予測しているのか伺う。

景由主査

① 同じ名称を使っているが、実質公債費比率を計算するときの標準財政規模は、通常言う標準財政規模に臨時財政対策債を加味して分母とすることになっているので、その差異がある。

② 基本は実質公債費比率を抑制することで、目標値に収まるように建設事業費の起債発行を見込んでいるので率は落ちていく。具体的な事業を積み上げたわけではないが、今後の予算編成の中でこの目標値に収まるように起債を発行することで計画している。

委員長

何が心配かという、やりたいことはあるが地方債の発行額が3億円台なので、本当にこの額で今後のことについて収めていけるのかということ。今までは建設事業も抑制してほとんど何もしていないが、耐震診断なども行っている中で明らかに出てくるのではないかとということで話をしている。その辺の見込みについて伺う。

高橋総務部長

計画策定、起債額の考え方は所管から答えたとおりである。7年以内に18パーセント以下にするという計画を上げているが、健全化法でいうと4つの指標が出ており、健全化団体の一つのハードルが25パーセント、次が35パーセントになっていることで、最悪25パーセントを上回らないようにしなければいけないと思っている。ただ一時的に学校の改築などで額が枠よりふえる場合もあるので、その場合は例えば市内の公共事業で調整できるものがどれだけあるのか、道路、公園の舗装率、改良率といったことも見なくてははいけないが、そのように調整しながらなるべく大幅に計画額が上回らないような形にしないといけない。ただ必要な事業をきちんとやっていくだけの体力と財政基盤も持たなくてはならないと思っている。

委員長

他に質疑はあるか。

井上

財政健全化法と適正化計画の関係はどうか。

西村課長

財政健全化法の一つの要素としての実質公債費比率ということだが、この適正化計画とは直接の関係はない。18パーセントを超えた団体については適正化計画を出しなさいということで、適正化法は4指標全てをどのような格好で早期

にパーセントを抑えるか、あるいは再生段階はどうかといったものが示されたものである。

井 上 標準財政規模が110億円ということで実際の200億円と大きく乖離しているが、この大きな幅に対して率は緩和されるのか。

西村課長 委員の質問は、実際に公債費償還に充てる一般財源がこの表では250億円あるが標準財政規模は110億円ということで、その乖離についてのことと思う。公債費償還に充てる財源のうちから交付税に算入されるものを差し引いての比率を出すので公債費は落ちているが、その交付税算入を差し引いたものと標準財政規模の関係で18パーセントという数字が出るので、例えば臨時財政対策債であれば将来的に100パーセント交付税措置されるが、起債の発行としては見るといった一定のルールがあるので、償還が減る、交付税額も減る、標準財政規模も減るといふそれらの分母と分子の減り方というか、分子が減れば率は低くなるがそれにつれて分母である標準財政規模も減っていくので、償還額が落ちるほど率的なはね返りはないと考えている。

井 上 滝川の普通建設費関係は管内で見ても非常に低い。ただ数字合わせということでなく都市は再生していかななくてはならない。その観点がなくなってきたらすべてにおいてダイナミックさがなくなる。ここだけにしわ寄せがくるような形にすると都市の再生はないのではないか。その辺のポイントを押さえてほしい。

委員 長 他に質疑はあるか。

窪之内 何年か前に公債費負担適正化計画を立てたと思うが、その計画と推移してきた結果とはどういう状況にあるのか。一定の差がある場合は要因について伺う。最初の公債費負担適正化計画は平成11年から17年までの7年間で、そのときは起債制限比率を単年度で13パーセント以下にするためのものだった。それが17年度で切れて18年度は計画自体を新しい再生法制との絡みでどういじるかに総務省としてもかなりの時間を要したと思う。結果として実質公債費比率という比率をつくり、一般会計のみではない全会計の一般会計負担分を比率として出したという経過である。1年空いているが流れるにはこの起債制限比率の公債費負担適正化計画と基調は同じである。たまたま18年度は17パーセント台になる予定だったが、算定の見方が若干変わって18.9になった。そのおかげと言っては何だが、補償金なしの政府系資金の繰り上げ償還が利率5パーセント以上の部分が対象になった。今回全員協議会で話したが、下水道は特に相当な額で影響額も大きいので結果としては救われた部分もあるということと、以前の公債費負担適正化計画も当該年度で事業をやる分について一部交付税の特交で措置というのもあるので、私どもとしては縮小すればいいというのではなく、国のいろいろな制度に乗ることで財源により引き出しができて、新たな事業展開に向けられる財政基盤ができればなおよいと考えているので、それらも斟酌しながら考えていきたい。

委員 長 他に質疑はあるか。(なし) (1)については報告済みとする。ここで休憩する。

休 憩 14:07

再 開 14:13

委員 長 休憩前に引き続き会議を再開する。(2)について説明願う。

(2) 市議会提出予定条例案概要について

吉川課長 (別紙資料に基づき説明する。)

松澤事務長 (別紙資料に基づき説明する。)

松本館長 (別紙資料に基づき説明する。)

大場副館長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員 長 説明が終わった。質疑はあるか。

関 藤 市立小学校の市費負担による教員の独自採用についてだが、給与、勤務時間体系などの条件的なことはここに書いてあるのでわかるが、採用条件、採用方法についてはどうか。市の職員が対応して採用となると思うが、具体的にどのような形で進めるのか説明願う。

吉川課長 採用条件については小学校の教員なので小学校の教諭免許1種並びに2種のどちらかを持っている者と考えている。方法については現在考えているのは広報となると日程的な厳しさもあるので、ハローワークに募集をかけて広く人材を募って履歴書による面接試験で採用を決定したい。

委員 長 市独自で採用することについては賛成なので、十分人材を考慮して採用していただきたい。

大 谷 他に質疑はあるか。

吉川課長 少人数学級の学級編制についてだが、前回定例会で質問したときに35人以下にしたときに対象は7クラスか8クラスあったと思う。今1学級にした根拠について伺う。

大 谷 4定、3定でも大谷委員やほかの委員から質問があったと思うが、当時小学校、中学校で35人学級の編制をした場合、生徒数から類推して小学校6名、中学校2名くらいの形でお答えした。今回導入するのを小学校にしたのは、道教委が実施している少人数学級の実践事業は小学校1、2年生について35人学級を編制しているということで、この場合4年生になると40人学級に戻るというようなことになるので、何とか継続性をということで3年生に着目したためである。35人学級を編制するに当たっては、道教委が要綱で示している1学年71人以上の学級をもって35人で割る、要するに2学級持っているところを3つにするというような事業内容である。本市においてもこの点については道教委と同じ考え方で進めたいと考えている。1学年が36人から40人までの学級の場合は2つに割ると20人以下の非常に小さな集団になることもあり、道教委の考え方も調査して授業指導上の課題も若干出てくることから、今回の導入に当たっては道教委の35人学級の制度をそのまま準用した形で進めたいと考えているところである。中学校の場合は、現在も各校で選択学習というものを幅広く取り入れている。例えば3年生で5クラスあっても選択学習の幅を6つとか7つとかコースをつくって教科の指導より広くする関係で、選択学習を各学級に振り分けることで全教科ではないが実質的な少人数のクラス指導は行われている。また中学校の場合は生徒指導上の課題、問題がどうしても出てくるという現実もある。生徒指導上の問題を解決するために北海道からも市内の中学校2校に生徒指導加配をいただいており、生徒指導に集中的に取り組んでいただく人材が2校に入っている。今回小学校ではきめ細かな見守りと指導といった心の教育の観点から35人学級を導入するが、中学校の場合は単に学級を割るということではなくて生徒指導上どうしたら効果が出るのかということをもさらに研究する必要があるということで、中学校には導入しないでまず小学校で実践してみようという考え方に立ってこの制度を導入したいとするものである。

大 谷 中学校については、複数学級の場合は生徒指導や図書司書などいろいろな形で配置されると思うが、江部乙のような小さい学校になると加配もほとんどな

と思う。せっかく今年度複数学級にしたわけだが、そのメリットや反省点もまとめた上で今回はできないという形になったのか伺う。

吉川課長

中学校の加配に関しては、生徒指導上で2人加配しており、ティーム・ティーチング、要するに教科によって2人で生徒指導、授業指導をするということで3校が加配を受けており、江部乙中学校に関しては3年生の学級に私どもで教員を採用して2学級に割った指導方法についての研究事業を19年度から進めている。20年度についても引き続き進める考えで、年度末を迎えるに当たり、最終的な成果、実績等の最終報告はこれからになるが、一度中間報告を受けて効果についても検証しているので、これからも中学校の指導方法や加配については道教委にも要請していくし、20年度については独自の配置も進めたい。

大 谷

今ここで提案されているのは小学校で1人、中学校では今年度江部乙中学校でやっていたものを引き続き行っていくことでよいか。(よし)

委員 長

他に質疑はあるか。

窪之内

① 少人数学級については、江部乙中学校で20年度も実施するとのことだが、それは現2年生について3年生時もやるということなのか。やるとすると30人くらいなので2クラスにすると15人になる。一方で小学校では36人を2つに割ると20人以下になるので指導上問題があるとしている。江部乙小学校の36人が今度3年生になるが、そこを2クラスにしないのは、小学校と中学校で20人以下の学級に対する市教委の考え方が違うのか。

② 今市費で江部乙中学校に入っている教員については今回出されている条例に準用することになるのか伺う。旅費の規程を市ではなく道にすることによって一定の差額が出るのか。道のほうが条件がよいということであれば伺いたい。

③ 確か市立高校と幼稚園の授業料は2年に一度ずつ上げられてきていると思うが、地財計画に基づいてこれによって交付税の算入が変わるのか。もし現状維持となれば交付税算入の際にデメリットを受けることがあるのか。ほかの市立の高校や幼稚園でこういう形で準じないで授業料を上げないでいるところがあれば伺いたい。

吉川課長

① 昨年度江部乙中学校3年生の学級を2つに割るという2年間の研究事業のねらいは、江部乙の子供たちは9年間クラスが変わらないという状況があり、中学3年生になって今後高校受験もあり、進路指導なども強化していきたいという思い、あるいは当時の背景、また2つに割ることでクラス同士のリーダーができていくといったところで何とか効果を挙げたいという思いだった。その要員として教員を採用したわけだが、目的を明確にした上での2年間の事業だったので、今回の小学校の35人学級編制の心の教育に力を入れて進めることとの違いは目的等できちんと明確にしていきたいと考えている。

② 採用している教員については教員免許を持っている者という形で人材を登用し、職名は嘱託という形で進めた。市教委としては20年度においても引き続き同じ方をお願いし、待遇についても嘱託教員という形態を継続したいと考えているので、この条例の適用とは別の扱いとなる。旅費については、具体的にもっとも違いが出るのは日当部分で、旅行にかかわる直接経費は道費も市費も中身は一緒である。道費の日当のほうが滝川市の一般職員レベルで言えば現在は500円くらい高い。ただ道費についてもいろいろと行政改革を進めており、公用車を使った場合は支給しないなどいろいろ検討しているようなので、4月1日で改正されれば制度内容をきちんと精査して旅費を支出しなければならな

いと思っている。現状では旅費予算の若干のアップは見込まれるが、予算全体の中で進められると考えている。

③ 従前、幼稚園料金の改定は高校の授業料の値上げと一緒に進めていた経過がある。ほかの近隣の市立幼稚園の値上げに関する調査は特にしていないが、数年前に事務担当者で情報交換したときには、まちの事情によって幼稚園の料金を決めており、地方財政計画に示された料金を適用しているのは、当時の記憶では滝川市だけだったと思う。その後の近隣市町村の値上げの動向については資料がないが、滝川市としては今まで地方財政収支を見極めながら改正を判断してきたことで理解願う。

松澤事務長

③ 他市の市立高等学校についてだが、たまたま釧路市、旭川市、帯広市から本市に問い合わせがあった際に確認させていただいたことで、1月の中ごろの話なのでその後正式にどうなったかは確認していないが、それぞれ改正することだった。また先日岩見沢市から電話があったときにもその方向であるとの確認をしている。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)(2)については報告済みとする。(3)について説明願う。

(3) 平成20年度教育予算の概要について

高橋教育部長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

関 藤

① 継続事業の小中学校・幼稚園の欄で、児童生徒の心に響く道徳教育推進事業というのがあるが、具体的にどのようなことを進めていくのか伺う。

② 小学校における英語活動の充実というのは、2011年度から小学校5、6年生ということが言われている。前倒しで2009年から始めているところもあるが、滝川市での取り組みをどのように進めていくのか伺う。

水林室長

① 平成19、20年度の2カ年の文科省からの指定事業ということで、今回新たに実践校を定める中で道徳授業の公開授業を計画している。また先進地の視察や各学校においては授業参観の中で道徳教育を実施していくことになっている。推進に当たっては既に実行委員会を平成19年度に設置しており、その中で諮り円滑に事業が進められるように推進してきたが、20年度においても同様に展開していく予定である。

早瀬指導参事

② 学習指導要領の改訂もあるが、先行研究という形で国立教育政策研究所から指定を受けて第三小学校が取り組んでいる。これは19年度、20年度の2カ年の研究ということである。第三小学校が拠点校ということで中空知、北空知の四十数校が協力校という形で、その協力校に対して拠点校である第三小学校から教材開発、教育課程、カリキュラムの編成の仕方などについて情報を提供するという役割を担っての研究である。

関 藤

2011年からの小学校5年生、6年生の授業については、各小学校すべて取り入れることになるのか。

早瀬指導参事

学習指導要領に規定されることになるので、どの学校でも取り組まなければならないことになる。

関 藤

小学校の英語活動についてはなかなか充実した授業が進んでいないのがほかの市町村の実態である。ぜひ十分吟味して充実した英語指導を進めていただきたい。

委員長

他に質疑はあるか。

大 谷 地域参観日コスモスデーについて伺う。一斉に参観日を設けてよいことと思っ
たが、2校に行くのがやっとだった。地域の事情等いろいろあると思うが、参
観した人たちの声を聞いて計画してはどうか。

委員 長 内容でこういう仕組みだとかという質疑は受けるが、議案関連でもあり継続事
業ということかどうか。

大 谷 そういうことを押さえてやるということなのか聞きたい。
水林室長 コスモスデーの開催については、市教委の考えとしては極力全市一斉に同じ日
にやりたいという考えだが、19年度においても全部の学校が足並みを揃えるの
は学校の行事等もあり無理だった。新年度においても極力同じ日にやっていき
たい。一人の方が全校を回るのは時間的に無理だが、見る範囲についてはどこ
でないとだめとの指定もしていないので、時間の許す限り多くの学校を見てい
ただきたい。地区の方から特に日にちが一緒なのでちょっとという話はないし、
学校でもこれに関するアンケートをとっており、市としては全市一斉的にやる
ことを念頭に置いているので理解願う。

委員 長 他に質疑はあるか。(なし)(3)については報告済みとする。(4)について説明
願う。

(4) 平成19年度補正予算について
高橋教育部長 (別紙資料に基づき説明する。)
委員 長 説明が終わった。質疑はあるか。(なし)(4)については報告済みとする。(5)
について説明願う。

(5) 小・中学校の給食費の改定について
吉川課長 このほかに2件ほど口頭で報告させていただきたい。1件は教職員のストライ
キに係る教育委員会で決定した事項と先週発生したはしかの関係も報告させ
ていただきたいがよろしいか。(よし) 給食費の改定についてだが、さる2月15
日に学校給食連合会の理事会があり、各学校のPTA役員の方の参加をいた
だいて給食連合会として開催したものである。給食費の改定については平成12
年4月以降、現在の小学校214円、中学校258円ということで推移してきたが、
昨年来の小麦、副食費の価格アップ、4月以降に見込まれる牛乳の単価アップ
が重なり諸情勢をかんがみたときに値上げやむなしという方向で理事会で決定
したところである。新しい20年4月以降の価格については、小学校が214円か
ら18円アップして232円、中学校は258円から22円アップして280円とい
うことになった。今後は理事会決定を受けて給食連合会の会長名で各学校の保護
者の方へ直接文書でお知らせするとともに理解いただく手続きになっており、
その後は各学校のPTA総会等でも承認されることになっている。小麦の価格
については、20年度はパン1個単価で言えば6円強のアップが見込まれており、
その他の食材では油、コンソメ、粉チーズ、カレーのルーなどについても低い
もので9パーセント、高いものでは75パーセントのアップということさまざま
な品目の価格がアップしている。牛乳については4月から現在の価格より3
円51銭アップされるので、パンと牛乳の2品目だけでも9円51銭ほどの値上
がりになるので、他の副食費のアップも見込むと20円弱程度の値上げが必要と
いうことで判断したものと理解している。小麦の値上げはパンの価格にすぐ影
響してくるが、少しでも給食単価を抑制したいということで議論の中でパンの
回数を少し減らして米飯にしてはどうかとの意見もあり、今は1週間に3回の
米飯だが年間を通じて21回ほど米飯をふやす、つまり2週間に1回米飯の日を

ふやすことで3円くらい価格の上昇を抑えることができるということも議論の経過にあり、先ほど申し上げた18円、22円のアップとなったところである。

○ その他

・教職員のストライキについて

前回の総務文教常任委員会の際にもスト実施日の状況等、教育委員会の指導状況についても一部報告したところだが、結果として小・中学校において、校長、教頭の管理職を除く221名の教職員定数のうち154名が1時間ストライキに参加した。終業時2時間のストライキを計画していたが1時間のストライキを実施したということである。1時間といえども子供たち、あるいは保護者に与えた影響は非常に大きく、もちろん違法な行為でもあるので市教委としては極めて遺憾であるとしてストの参加者については、2月11日の教育委員会で任命権者である教育委員会から北海道教育委員会に対し処分の内申をするべく決定したところである。報道によると今月中には処分の方向が決まるとのことだが、今のところ処分の行方を見守っている状況である。

・はしかによる学年閉鎖について

2月20日水曜日に健康づくり課を通して市立病院の小児科にかかった西小学校3年生の児童がはしかの疑いがあるとの診断を受けたという情報があった。これを受けて病院からも保健所に通報し、市教委としても昨年いろいろと大きな広がりを見せたこともあったので、市と連携をとる中で各学校に保健指導という形で文書で指導したところである。学校としては市立病院の先生からの情報を受け、学校医の先生の指導も受けながら当該学年の学年閉鎖を2月22日金曜日に決定し、期間を1週間ということで保護者に通知したところである。市教委としても学年閉鎖の状況を受けて各小・中学校、幼稚園、保育所等も含めて状況について情報を提供して注意喚起と保健指導を徹底するように通知文を出してお知らせしたところである。この児童に関しては当初入院を要することだったが、現在は退院し経過を見ているところである。

委員長
井上
吉川課長

説明が終わった。質疑はあるか。

ストライキの関係だが、学校別に教えてほしい。

定数には管理職の人数を含まない人数で申し上げる。第一小学校21名中14名参加、第二小学校26名中22名参加、第三小学校25名中17名参加、西小学校26名中20名参加、東栄小学校7名中3名参加、江部乙小学校12名中9名参加、東小学校21名中11名参加、江陵中学校27名中18名参加、明苑中学校26名中21名参加、開西中学校19名中13名参加、江部乙中学校11名中6名参加である。

委員長
窪之内

他に質疑はあるか。

給食連合会は値上げになる前にいろいろな工夫をしたとのことだが、パンの価格の関係で米飯をふやすことで値上げを抑えることができるなら、全部米飯にするという論議はなかったのか伺う。

高橋教育部長

学校給食連合会の会議ではまさしく今の話が出ていた。栄養士によるとすべてご飯にしてしまうとメニューにかなり制限が出てくることで、すべて米飯というのはいかなるものかということだった。これについては理事の皆さんの理解を得ている。

窪之内

日本人はみんなご飯を食べている。それを全部ご飯にしたら栄養が偏るということを栄養士が言うとは信じられない。メニューは栄養バランスで考えればよ

いことで、新十津川では米の産地ということもあり、農家の顔が見える地元の米を使っているが、滝川はまだそうになっていない給食連合会からの米を使っていると思う。米飯だと惣菜などで人件費が高くなると思っていたが、先ほど言われたことのニュアンスが違うと思うので再度説明願う。

高橋教育部長

栄養が偏るのではなく、メニューとしてラーメンやスパゲッティなどが出せなくなるということである。子供の目先を変えるという意味でメニューでこういう料理もあると示すことも必要ではないかという声も内部ではあった。人件費については米飯のときには臨時職員を1名増にしているが、今回滝川産の無洗米を使うことで臨時職員の時間を短くできるのではということでも内部的に協議をしているところである。米飯の日があるから1日分人件費がふえるのではなく、工夫できるのではないかということで理事とも話をしたところである。

委員長

他に質疑はあるか。(なし) 私から伺う。給食の関係だが、今話題の中国産に関する今後の取り扱いと地産地消についての考えを伺う。

高橋教育部長

中国産の原材料の部分だが、今回問題になったのは現地で製品までつくってそれを輸入していることで、実際に中国でつくったものを原材料として輸入して国内のメーカーで加工して学校給食用の食材になっている部分はたくさんあると聞いている。それについては各連合会の受けているところで十分検査等をして配慮しているとのことで、連合会としても安定供給という部分はあるが仕入れの部分では十分注意していかなければならないと伺っている。地産地消の部分については道産小麦粉100パーセント使用のパンにするということで道教委からも使うように指導があったが、連合会では道麦粉という道産小麦粉を使っていると聞いている。

委員長

野菜の残留農薬などかなり以前から注目されている。まだまだ出てくる可能性もあるが、検査体制はどうなっているのか。コスト面、安定供給の面からも中国産は外せない部分もあるが、それに対してどのように対処するのか伺う。

教育長

検査体制については、どういうルートで入ってくるのか、道の給食連合会を通して入ってくる部分、地元を通じて入ってくるものもあるので調べて後ほどお答えしたい。

委員長

他に質疑はあるか。

井上

地産地消を本当に考えていかななくてはならない。先日農民協議会の執行委員会に出席したが、どうして滝川市内のものを食べてくれないのかと言われた。いろいろな問題はあると思うが、それを解消していくのが行政である。より一層やっていただきたい。

教育長

滝川市がいち早く栄養教諭を入れて現在は4名が学校を分担しながらやっている。その成果もあって地産地消の品目もこの2年ほどで4倍程度にふえてきている。地産地消については栄養教諭も一生懸命やっており、農家の方にも来ていただいて授業の中でも展開している。小学校2,400食、中学校1,200食という量なので、その量をどう安定供給するかが一番難しいが、今後とも工夫しながら進めたい。残念ながら中国産を全く使わない給食は難しいと思うので、検査体制に万全を期し、何かあったときの事後の対応についてもきちんと対応したい。フードマイレージという考え方もあり決して安い原材料だけが地球全体にとっていいことになるとは言えない部分もあるので、そのようなグローバルな考え方も必要になってくると思っている。

- 委員長 他に質疑はあるか。(なし) (5)については報告済みとする。
- 委員長 **2 第1回定例会以降の調査事項について**
別紙のとおりでよいか。(よし)
- 委員長 **3 その他について**
皆さんから何かあるか。(なし)
- 委員長 **4 次回委員会の日程について**
次回委員会は正副委員長にお任せいただくことでよいか。(よし) 以上で第10回総務文教常任委員会を閉会する。

閉 会 15:34